

令和5年4月1日

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

航空貨物運送(国内運送に係る宅配便事業)

3. 運賃及び料金

個人を対象としない為省略

4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
成田空港、羽田空港、中部国際空港、 関西国際空港、福岡空港	全国の各空港

5. 業務の範囲

国内運送に係る宅配便事業

6. 利用運送約款

宅配便利用運送約款(国内航空:宅配便)

以 上